徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第７７３号　令和６年１２月１３日発行

目　　次

【告示】

番号	表題	担当課名
５９２	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
５９３	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
５９４	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
５９５	同	同
５９６	県営土地改良事業の計画を変更した件	農山漁村振興課
５９７	保安林の指定施業要件を変更する予定にした件	森林土木・保全課
５９８	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課
５９９	港湾管理者の長が管理する海岸保全区域を定めた件	港湾政策課
６００	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	公安委員会

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
１０２	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の５０分の１の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番　号	表　　題	担当課名
１０３	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
１０４	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の３分の１の数を告示する件	
１０５	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県告示第五百九十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年十二月十三日

徳島県知事　後藤田　正純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社Ｂｒｉｄｇｅ	高知市新屋敷二丁目九番二号	えん訪問看護ステーション徳島	徳島市佐古七番町三―二五	訪問看護	令和六年十二月一日
株式会社ケーズワークス	吉野川市山川町堤外五番地一七	あるくアンサンブル	吉野川市山川町堤外五番地一七	通所介護	同
Ｓ・Ｍ・Ｓ株式会社	徳島市昭和町三丁目三二番地	デイサービスセンター夢屋	徳島市籠屋町二丁目八番地	同	同
有限会社タオカ	三好市池田町マチ二一九七番地の二	介護付有料老人ホームメゾン阿波池田	三好市池田町シマ七一七番地一	特定施設入居者生活介護	同

徳島県告示第五百九十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年十二月十三日

徳島県知事　後藤田　正純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社Ｂｒｉｄｇｅ	高知市新屋敷二丁目九番二号	えん訪問看護ステーション徳島	徳島市佐古七番町三―二五	介護予防訪問看護	令和六年十二月一日
有限会社タオカ	三好市池田町マチ二一九七番地の二	介護付有料老人ホームメゾン阿波池田	三好市池田町シマ七一七番地一	介護予防特定施設入居者生活介護	同

徳島県告示第五百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十二月十三日から令和七年四月十三日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年十二月十三日

徳島県知事　後藤田　正純

一　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　ハローズ国府店A敷地

所在地　徳島市国府町観音寺字矢三田六〇三番地一ほか

2　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤　利行

3　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤　利行
未定		

4　大規模小売店舗の新設をする日

令和七年七月三十日

5　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、五一四平方メートル

6　大規模小売店舗の概要

届出事項			概要
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	一七八台
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	一九一台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	一二八平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	三九立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
	小売業を行う者の閉店時刻		午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

駐車場の自動車の出入口	出入口の数	九箇所
	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前五時から午後十時まで及び午後十時から翌日の午前五時まで（二十四時間）

二　届出年月日

令和六年十一月二十九日

三　届出及び添付書類の縦覧

1　縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2　縦覧の期間　令和六年十二月十三日から令和七年四月十三日まで

四　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1　意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2　意見書に記載すべき事項

(一)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二)　意見の内容

(三)　意見を述べる理由

3　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十二月十三日から令和七年四月十三日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年十二月十三日

徳島県知事　後藤田　正純

一　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　ハローズ国府店B敷地

所在地　徳島市国府町観音寺字弐反田六二四番地一ほか

2　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号	鈴木　誠

3　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号	鈴木　誠

4　大規模小売店舗の新設をする日

令和七年七月三十日

5　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、一一四平方メートル

6　大規模小売店舗の概要

届出事項			概要
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	七六台
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	一二台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	六九平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	二七・六立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前七時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後九時三十分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
	駐車場の自動	出入口の数	三箇所

二　届出年月日

令和六年十一月二十九日

三　届出及び添付書類の縦覧

1　縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2　縦覧の期間　令和六年十二月十三日から令和七年四月十三日まで

四　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1　意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2　意見書に記載すべき事項

(一)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二)　意見の内容

(三)　意見を述べる理由

3　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
車の出入口		
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

徳島県告示第五百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和六年十二月十三日

徳島県知事　後藤田　正純

一　地区名

阿讃三好地区

二　事業名

広域営農団地農道整備事業

三　縦覧期間

令和六年十二月二十四日から

令和七年一月二十八日まで

四　縦覧場所

美馬市役所、三好市役所及び東みよし町役場

徳島県告示第五百九十七号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年十二月十三日

徳島県知事　後藤田　正純

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

海部郡美波町木岐字日尻八八九の七、八八九の二六、八九六の五、八九六の八、字本村六八七の三、赤松字栗作二二九

二　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字栗作二二九（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日尻八八九の七・八八九の二六・八九六の五・八九六の八・字本村六八七の三・字栗作二二九（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び美波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和六年十二月十三日

徳島県知事　後藤田　正純

開発許可を受けた者		開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所	氏名	
阿南市羽ノ浦町中庄なかれ一四番地一　ベレオ羽ノ浦二〇一号室	堤　正貴 堤　加奈	小松島市田野町字高田一五七番一
徳島市津田本町三丁目一番三七―二〇一号　コンフォートA	谷口　諒 谷口　莉子	同　芝生町字西浦一七番一
同　南二軒屋町二丁目四番三四号	株式会社ライフリビング	同　日開野町字破閑道五〇番から五二番まで及び五三番の一部並びに五一番から五三番までの各地先市有地
香川県高松市寺井町一〇二四番地二	株式会社ファミリーホーム	吉野川市鴨島町西麻植字麻植市一一三番四
吉野川市川島町山田字中須賀一九番一八	蔭山　真由美	同　字中筋一四二番一
兵庫県神戸市灘区赤坂通四丁目二番一三―二〇三号	大島　茂幸	同　知恵島字四ツ屋一六七〇番一
名西郡石井町高川原字高川原八七五番地一　ピースクエア石井A二〇五号	近藤　寿之	名西郡石井町高川原字高川原二三二四番一
徳島市昭和町八丁目五五番地	有限会社優企画	同　石井字石井五五二番一及び五五二番一地先町有地
同　応神町古川字日ノ	スカイレンタカー四	板野郡松茂町満穂字満穂開拓二一二番一及

び二一四番一	上八番地	国株式会社
同　北島町江尻字小分二六番、二七番一及び四五番一〇の一部	同　万代町二丁目四番地七　スタン万代町ビル二階	株式会社フィールズ
同　字宮ノ本五三番二から五三番四まで及び五三番二から五三番四までの各地先町有地	香川県高松市伏石町二〇八九番地一	大和ハウス工業株式会社
同　鯛浜字かや一五三番一、一五四番二、一五五番二及び一五六番三	徳島市南矢三町一丁目六番四一号	仙波　賢太郎
同　字大西一三三番一一	板野郡北島町江尻字妙蛇池三二番地一	株式会社渡辺不動産
同　中村字城屋敷一九番五の一部	同　字夷ノ本二五番地二	株式会社ウェル
同　字江口二六番一及び三三番一	同　中村字江口八番地一	山田　時子

徳島県告示第五百九十九号

平成十一年徳島県告示第三百五十六号（海岸保全区域を指定する件の一部を改正する件）によって新たに指定した海岸保全区域のうち、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により港湾管理者の長が管理する区域は、紀伊水道西沿岸の橘港の橘東地区の海岸保全区域のうち港湾区域及び港湾隣接地域を除いた区域とする。

令和六年十二月十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県告示第六百号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十二月十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　契約に係る特定役務の名称及び数量

運転免許証作成システム改修（マイナンバーカードと運転免許証の一体化対応）　一式

二　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課

徳島市万代町二丁目五番地一

三　契約の相手方を決定した日

令和六年十月二十八日

四　契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ＤＮＰアイディーシステム

東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号

五　契約金額

五千百三十七万円

六　契約の相手方を決定した手続

随意契約

七　随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

徳島県選挙管理委員会告示第百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和六年十二月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一二、〇二八人

徳島県選挙管理委員会告示第百三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年十二月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一六六、八九六人

徳島県選挙管理委員会告示第百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和六年十二月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

選挙区名	数
徳島	六九、七六六人
鳴門	一五、四六八人
小松島・勝浦	一一、九六九人
阿南	一九、四六一人
吉野川	一〇、九一一人
阿波	九、九二一人
美馬	九、八六四人
三好第一	六、六二九人
名西	八、三二五人
那賀	二、一三八人
海部	五、二一九人
板野	二七、〇一四人
三好第二	三、七七九人

徳島県選挙管理委員会告示第百五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年十二月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一六六、八九六人